

(修正箇所反映版)
参考資料は掲載省略

所有者不明森林等の特例措置活用のための留意事項
(ガイドライン：令和3年度末時点版の修正案)

令和4年7月

林野庁森林利用課森林集積推進室

ガイドラインの見方・使い方

1 所有者不明森林を取り巻く状況

制度の創設背景や取組の現状について解説しています。また、本ガイドラインの策定の狙いを記載しています。



2 森林の有する多面的機能の発揮と森林整備の必要性

森林の役割や手入れの必要性を解説しています。特例措置活用の必要性を検討するに当たって、基本的な考え方を確認できます。



3 共有者不明森林等に係る特例の手続

森林所有者の探索方法を解説しています。初めて探索を行う場合など、必要な書類、手続等の基本的なノウハウを確認できます。



4 具体の活用場面における検討

Q&A形式で活用のポイントを解説しています。どのような目的や考えで特例措置を活用するか、森林整備の内容はどのようにするべきかなど、基本の部分から確認できます。



5 ケーススタディ

実例をベースに、ケーススタディ形式で活用のポイントを解説しています。ケースに応じた対処方法、実務的な留意事項などを確認できます。



6 参考資料

森林整備の参考となる既存のガイドブックや論文などを掲載しています。森林の各種公益的機能の発揮のためにはどのような施策がよいか等を確認できます。



目次

1		
2	目次.....	3
3	1 所有者不明森林を取り巻く状況.....	3
4	(1) 所有者不明森林の現状.....	3
5	(2) 森林経営管理法に基づく特例措置の現状.....	3
6	(3) 特例措置の活用に向けた視点.....	3
7	2 森林の有する多面的機能の発揮と森林整備の必要性.....	4
8	(1) 森林の有する多面的機能.....	4
9	(2) 森林整備の必要性.....	5
10	3 共有者不明森林等に係る特例の手続.....	7
11	(1) 主な事務の流れ.....	7
12	(2) 所有者探索の基本的な流れ.....	8
13	① 登記簿等による情報収集（事務の手引7-1-3-1（1））.....	10
14	② 住民票等による情報収集（事務の手引7-1-3-1（2））.....	12
15	③ 戸籍謄本等による情報収集（事務の手引7-1-3-1（2））.....	14
16	④ 相続人の探索（事務の手引7-1-3-1（3））.....	16
17	4 具体の活用場面における検討.....	20
18	(1) どのような目的・考えで特例措置を活用すればよいか.....	20
19	① 林業経営の効率化による林業振興等を主眼とする場合.....	20
20	〔Q1〕 林業経営者に再委託して木材生産をしたい.....	20
21	② 地域住民の意向や市町村の方針.....	20
22	〔Q2〕 地域住民の要望に対応したい.....	20
23	〔Q3〕 市町村のマンパワー、専門的知見・ノウハウ不足で困っている.....	21
24	(2) どのような状態の森林を特例措置の対象とするか.....	21
25	① 森林の状況の把握方法.....	21
26	〔Q4〕 森林の情報の把握方法に迷っている.....	21
27	② 森林整備が必要な森林の判断の目安.....	22
28	〔Q5〕 森林整備の必要性の具体的判断基準がわからない.....	22
29	《コラム》樹冠長率と形状比.....	22
30	③ 地形的要因、法指定等の検討.....	23
31	〔Q6〕 地形的要因を考慮して特例措置の活用を考えたい.....	23
32	〔Q7〕 保安林の扱いに迷っている.....	23
33	〔Q8〕 所有者不明森林において病虫害対策を実施したい.....	23
34	(3) どのような内容の整備を行うか.....	23
35	① 間伐等の実施.....	23
36	〔Q9〕 搬出間伐を実施したい.....	23
37	〔Q10〕 列状間伐を実施したい.....	24
38	〔Q11〕 天然更新を期待した伐採を実施したい.....	24
39	〔Q12〕 主伐（皆伐）を実施したい.....	24
40	② 経営管理権の存続期間の目安.....	24
41	〔Q13〕 存続期間の設定に迷っている.....	24

1	(4) 所有者の判明状況に応じた対応方法.....	25
2	① 確知した状況別の整理	25
3	〔Q14〕 確知森林所有者の持分割合が過半数に達しない.....	25
4	〔Q15〕 持分割合に関係なく経営管理の内容を決めたい.....	25
5	〔Q16〕 所有者が全員不明な森林の整備をしたい.....	25
6	《コラム》認可地縁団体.....	26
7	② 不同意者がいた場合の対応.....	26
8	〔Q17〕 確知した所有者から返信がなく困っている.....	26
9	5 ケーススタディ.....	27
10	(1) 共有者の一部が不明な場合.....	27
11	ケース1 地元の共有者は整備を望んでいるが、地元外の共有者が不明.....	27
12	ケース2 一部の共有者から返事がない又は不同意の意思表示.....	28
13	(2) 所有者不明の場合（全員が不明の場合）.....	30
14	ケース3 戸籍を請求しても該当者がいない場合.....	30
15	ケース4 所有者不明森林が非常に小さい場合.....	31
16	(3) 実際に活用したケース.....	32
17	共有者不明森林の特例措置 鳥取県若桜町の事例.....	32
18	6 参考資料.....	34
19	(1) 森林管理水準に関する知見の整理結果（参考1、2）.....	34
20	(2) 用語集.....	34

図目次

27	図1 森林の有する多面的機能.....	4
28	図2 国民が森林に期待する働き.....	4
29	図3 森林が持つ山地災害防止・土壌保全機能.....	5
30	図4 森林の誘導の考え方（概要）.....	6
31	図5 特例措置に関する主な事務の流れ.....	7
32	図6 森林所有者の探索の流れ.....	8
33	図7 登記事項証明書の例.....	11
34	図8 請求様式の例.....	13
35	図9 戸籍謄本・戸籍の附票の写しの例.....	15
36	図10 現行民法における法定相続人の範囲の代表例.....	19
37	図11 相続関係説明図の作成例.....	19
38	図12 林床植生が少ない林内（左）と多い林内（右）の例.....	21
39	図13 樹冠長率と形状比.....	22
40	図14 若桜町及び岩屋堂地区の位置.....	32
41	図15 岩屋堂地区の対象地区の概要.....	33

1 所有者不明森林を取り巻く状況

(1) 所有者不明森林の現状

我が国の森林面積の約6割は私有林であり、森林所有者の不在村化や高齢化が進む中、森林所有者情報の把握は喫緊の課題となっています。さらに、登記簿上の所有者不明土地の割合について、林地は28.2%と全体よりも高く、早急な対応が必要な状況です。

このような中、これまでの森林所有者や林業経営者による自発的な森林の経営管理の仕組みに加え、市町村が主体となった森林整備の仕組みとして、平成31年4月から森林経営管理制度がスタートしました。

(2) 森林経営管理法に基づく特例措置の現状

森林経営管理法（以下「法」という。）では、①森林所有者に森林の経営管理を促すため責務を明確化した上で、②森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林所有者から森林の経営管理の委託を受け、③そのうち、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託、④再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が経営管理を実施することとされています。また、森林所有者の全部又は一部が不明な場合には、所定の手続を経て、不明森林所有者は経営管理権集積計画に「同意したものとみなす」特例措置が設けられています。

令和2年度末時点の制度の取組状況をみると、意向調査の準備作業を含め、私有林人工林のある市町村の約8割（1,201市町村）が森林経営管理制度に係る取組に着手しています。また、約5割の市町村が意向調査に取り組み、累計約40万haで実施されています。さらに、約1割の市町村で経営管理権集積計画が累計約3,500ha策定されるなど取組が広がっています。意向調査の結果、所有者が不明（宛先不明等）の場合で、「探索」を行い、所有者の特定に努めている市町村は51市町村（令和2年度）あり、探索を行った所有者等約2,300人のうち、判明した所有者等は約1,300人となっています。探索の結果、共有者の一部が不明で、法第11条に基づく公告により経営管理権の設定に至ったのは1町です（令和4年2月末時点）。

(3) 特例措置の活用に向けた視点

本ガイドラインでは、所有者不明森林の場合にも、通常の経営管理権集積計画を定める場合と同様に、各々の森林の状態に応じた最適な経営管理が行われるよう、市町村にバランスのよい判断の視点を提供することを目指しています。各市町村において、特例措置の活用が積極的に進むことを期待しています。

2 森林の有する多面的機能の発揮と森林整備の必要性

(1) 森林の有する多面的機能

○特例措置の活用にあたっては、法の目的である「林業の持続的発展」及び「森林の有する多面的機能の発揮」にいかに関与するか、といった視点が重要です。特に森林の有する多面的機能(図1)については、その発揮を通じて国民生活に様々な恩恵をもたらすことから重要なものです。

○国民が森林に期待する働き(図2)として、災害防止、温暖化防止、水資源の涵養といった公益的機能が上位にあり、近年では木材生産への期待も高まっています。各地域で森林整備を進めるにあたって、特例措置を活用する際には、森林のどのような機能に着目するのか、地域のニーズに合致しているのか等について検討することが、不明森林所有者が現れた際の説明に備える上でも重要と考えられます。



図1 森林の有する多面的機能

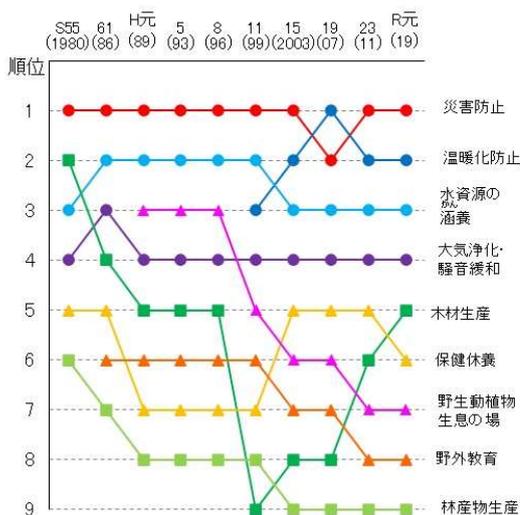


図2 国民が森林に期待する働き

資料：日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について」及び同関連付資料(平成13年11月)。「】内の金額は、森林の多面的機能のうち、物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について評価(年間)したもの。いずれの評価方法も、一定の仮定の範囲内における数字であり、その適用にあたっては注意が必要。

資料：総理府「森林・林業に関する世論調査(昭和55年)」、「みどりと木に関する世論調査(昭和61年)」、「森林とみどりに関する世論調査(平成5年)」、「森林と生活に関する世論調査(平成11年)」、内閣府「森林と生活に関する世論調査(平成15年、平成19年、平成23年、令和元年)

注1：回答は、選択肢の中から3つまでを選ぶ複数回答。
注2：選択肢は、特にない、わからない、その他を除いて記載。

1 (2) 森林整備の必要性

2 ○森林、とりわけ人工林は適切な手入れ（下刈、除伐、間伐など）を実施しなければ、その機能が十分に発揮されないことから、適時適切な手入れが必要となります。

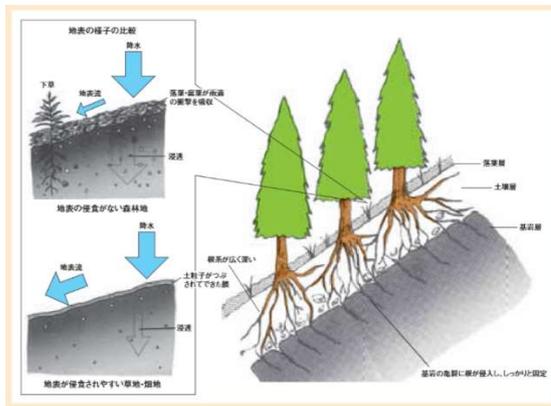
3
4
5 ○特に多面的機能の発揮（例えば森林が持つ山地災害防止・土壌保全機能（図 3）の観点からは、「間伐」を適切に実施していくことが重要であり、特例措置を活用するに当たっては、このような間伐の効果や重要性について整理しておくことが必要です（間伐の効果等についての詳細は、参考資料「森林管理水準に関する知見の整理結果」を参照。）。

6
7
8
9
10 ○また、我が国の人工林の半分が一般的な主伐期である 50 年生を超えていることを踏まえると、人工林資源の循環利用を推進しつつ、森林を多様で健全な姿へと誘導していくことも重要となります（図 4）。このため、林業適地の人工林については、適正な伐採と再生林の確保を図るとともに、そうでない人工林については、広葉樹林化等を進めることも、多面的機能の発揮の観点からは検討が必要です。

16 <多面的機能の発揮の仕組み>

- 17 ✓ 多面的機能が発揮されるためには、間伐等の手入れにより、①立木の成長を促進し、しっかりと根を張ること、②光環境を改善し、下層植生を豊かにすること等が必要。

19 (例：山地災害防止・土壌保全機能)



21
22
23
24
25
26
27
28
29
30 図 3 森林が持つ山地災害防止・土壌保全機能

<間伐の重要性>

- 31 ✓ 残存木の成長や根の発達を促進され、風雪害に強い森林になる
- 32 ✓ 林内の光環境が改善し、下層植生が繁茂することで、表土の流出を防ぐ
- ✓ 様々な動植物の生息・生育が可能になり、種の多様性が向上
- ✓ 病虫害に対する抵抗性が向上
- ✓ 国際ルール上、森林吸収源として算入可能

資料：一般社団法人全国林業改良普及協会「森林のセミナーNo.2 くらしと森林」

- 育成単層林を維持する森林
 - ・ 多様な伐期と植栽での確実な更新を図り、資源を循環利用していく森林として位置づけ。
 - ・ 公益的機能の発揮を同時に図る森林では、皆伐面積の縮小・分散や、伐期の長期化、植栽による確実な更新で、伐採に伴う裸地化の影響を軽減。
- 育成複層林に誘導する森林
 - ・ 自然条件等に応じて択伐や帯状又は群状の伐採と広葉樹の導入等により複層林化を図り、公益的機能の発揮を図る森林として位置づけ。
 - ・ 天然生林のうち里山など継続的な利用や管理が必要な森林では、更新補助作業等により、育成複層林に誘導。
- 天然生林を維持する森林
 - ・ 主に天然力により健全性が確保される森林として位置づけ。
 - ・ 自然の推移に委ねることを基本として、必要に応じて植生の復元を図る。

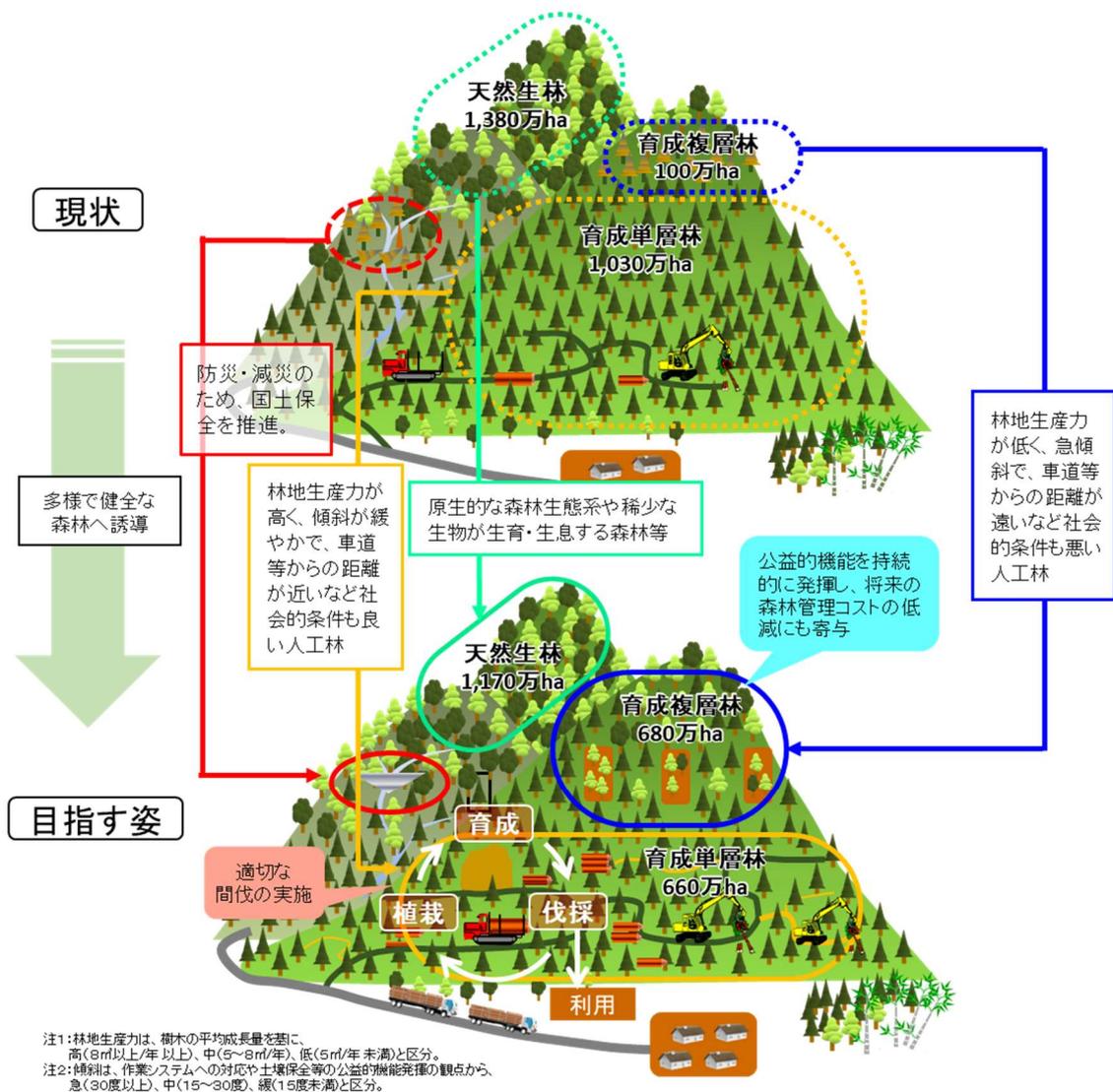


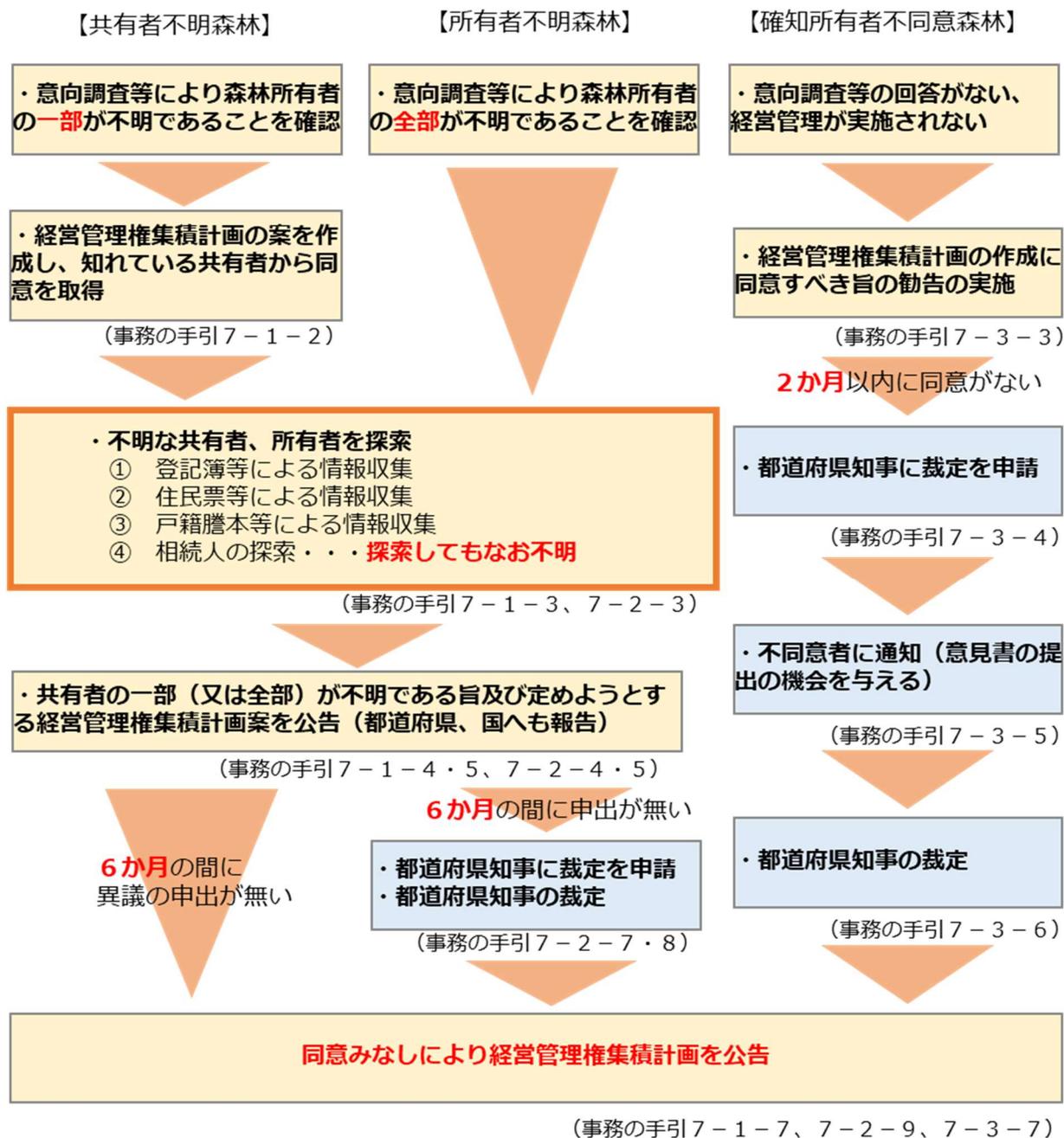
図 4 森林の誘導の考え方 (概要)

1
2
3

1 3 共有者不明森林等に係る特例の手続

2 (1) 主な事務の流れ

- 3 ・ 特例措置に関する主な事務の流れ (図 5) を示しています。
- 4 ・ このうち、(2) では、森林所有者 (主に個人の場合) の探索の基本的な流れを
- 5 解説していますので、特例措置全体の事務の詳細は事務の手引を参照してくだ
- 6 さい。



7 8 9 図 5 特例措置に関する主な事務の流れ

- 1 (2) 所有者探索の基本的な流れ
- 2 ・ 公的書類を活用した森林所有者の探索の流れ (図 6) を示しています。「探索に
- 3 関する基本用語」も併せて参照してください。
- 4 ・ 具体的な探索のフロー、ポイントは、①から④までを参考にしてください。

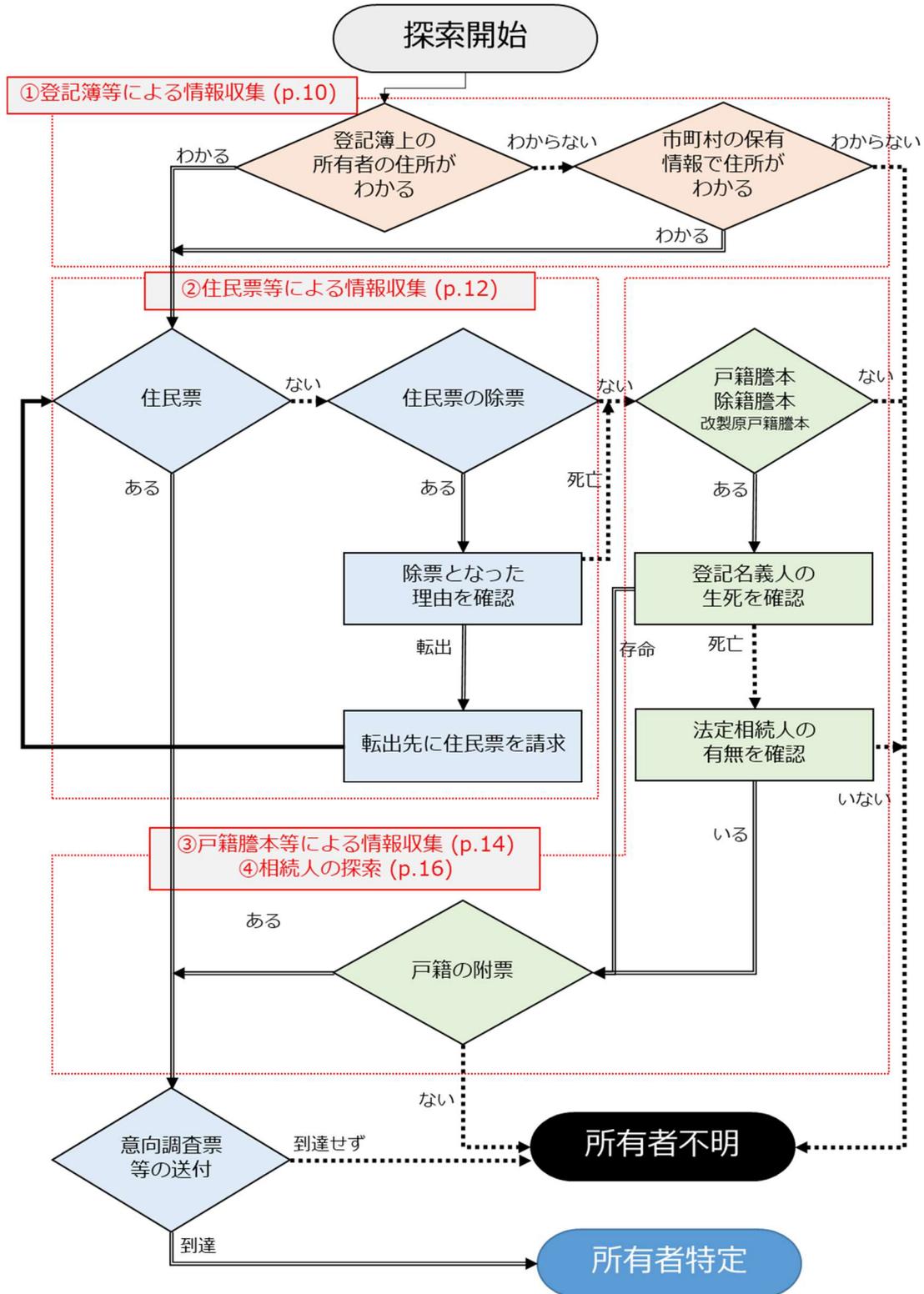


図 6 森林所有者の探索の流れ

5
6
7

【探索に関する基本用語】

○戸籍

日本人が出生してから死亡するまでの身分関係（出生、婚姻、死亡、親族関係等）について、登録・公証するもの。現在の戸籍は、原則として1組の夫婦及びその夫婦と同じ氏の未婚の子を編成単位として作られている。戸籍法に基づく届出によって記録され、本籍、筆頭者氏名、氏名、生年月日、戸籍に入った原因（婚姻、出生等）及び年月日、父母の氏名及び父母との続柄、婚姻・離婚・死亡・その他重要な事項等が記載されている。本籍地の市町村において管理されている。

○戸籍謄本（全部事項証明書）、戸籍抄本（個人事項証明書）

戸籍謄本は戸籍の全部を証明するもの。抄本は戸籍の一部個人を証明するもの（例：戸籍に2人以上記載がある内の1人分など）。

○戸籍の附票

戸籍（本籍）を定めてから以降の住所の移転の履歴が表示されるもの。戸籍の表示（筆頭者氏名、本籍地）、氏名、住所、住所を定めた年月日等が記載されている。また、戸籍と戸籍の附票は連動しているため、戸籍が除籍となれば、戸籍の附票も除附票^{※1}となる。

○除籍謄本^{※2}

婚姻、離婚、死亡、転籍（本籍地を変更）等によって、その戸籍に記載されている者が誰もいなくなった状態の戸籍（戸籍謄本に記載されている者が誰もいない状態になると、その戸籍は閉鎖されて戸籍簿から削除される）。

○改製原戸籍（かいせいげんこせき）^{※2}

戸籍は法令の改正によって現在までに何度か形式が変わっている。この法令の改正による戸籍の形式の変更を「改製」と言い、改製によって閉鎖された戸籍が改製原戸籍となる。また、平成6年の戸籍法改正で戸籍管理がコンピュータ化されたことにより、従来の縦書きから横書きの様式に変更されたが、この法改正により作り変えられた古い方の戸籍も改製原戸籍である。なお、慣用的に「かいせいはらこせき」とも読まれる。

○住民票

各市町村で作成される住民の氏名や住所等を記録した帳票で、住民の居住関係を公証するもの。氏名、生年月日、性別、住所、住民となった年月日、届け出日及び従前の住所等が記載されており、世帯主の氏名と世帯主との続柄、本籍及び筆頭者氏名の記載の有無も選択することができる。また、住民票に記載されている全部の人を写した「住民票謄本（世帯全員）」と、一部の人を写した「住民票抄本（世帯一部）」がある。

○住民票の除票^{※1}

転出や死亡した方等の住民票は住民基本台帳から除かれるため「除かれた住民票（除票）」となる。住民票に記載されている事項の他に、転出の場合は転出先の住所及び異動年月日、死亡の場合は死亡年月日が記載されている。

※1 令和元年6月20日に施行されたデジタル手続法等により保存期間が150年になるまでは保存期間が5年だったため、平成26年6月20日より前に消除されたものは廃棄されている可能性が高い。

※2 平成22年6月1日に施行された改正戸籍法で保存期間が150年になるまでは保存期間が80年だったため、昭和10年6月1日より前に作成されたものは廃棄されている可能性が高い。

1 ① 登記簿等による情報収集（事務の手引7-1-3-1（1））

2 まずは、登記簿や不明森林所有者の情報を保有すると思われる者から情報を
3 集めます。

4
5 **概要**

6 ○不明森林所有者を探索するにあたり、まずは当該森林の森林所有者の氏名、
7 住所について情報を得る必要があります。

8 ○そのため、所有者不明森林の土地について登記事項証明書の交付を登記所
9 （法務局）に請求し、所有者の情報を取得します。

10
11 **事務フロー**

12 **その1：土地及び立木の登記簿を取得**

13 →森林の土地及び立木の登記事項証明書を請求

14 **その2：森林の所有者情報を確認**

15 →表題部所有者、所有権に関する事項を確認し、土地及び立木の所有者の氏
16 名・住所を確認

17 **その3：登記簿以外による情報収集**

18 →不明森林所有者の情報を有すると思われる者から情報収集（後述の4類型
19 を対象としており、自治会長等のいわゆる地域精通者などへの聞き取りなど
20 は不要であることに留意）

21
22 **登記事項証明書の請求（ワンポイント）**

23 ・市町村が登記事項証明書（図7）の交付申請を行う場合、公用請求ができるた
24 め費用はかかりません（登記手数料令第19条）。

25 ・申請から交付までに要する時間は、法務局の窓口で申請する場合は最短で当
26 日中、郵送の場合は1週間程度が見込まれます。

27 ・登記事項証明書は全国の法務局において請求できるため、最寄りの法務局で、
28 その法務局の管轄外の登記簿も受け取ることが可能です。

29 ・登記事項証明書の取得の際は、登記記録の全部が記載された「全部事項証明
30 書」を取得しましょう。

31 ・法人の探索の場合、解散後、清算終了していることもあるので、法人の閉鎖
32 事項証明書を入手することが考えられます（土地の閉鎖登記簿謄本とは異な
33 ります）。なお、閉鎖事項証明書の入手のためには、管轄の法務局へ行くか、
34 郵送にて請求する必要があります。

<請求の例>

■ 請求事由の例①（法第 10 条に定める探索を実施しようとする場合）

→森林経営管理法第 4 条第 1 項により経営管理権集積計画を定めるにあたり、森林所有者の氏名及び住所を確認する必要があるため。

■ 請求事由の例②（意向調査実施前に探索をしようとする場合）

→森林法第 191 条の 4 第 2 項により林地台帳の正確な記載を確保するにあたり、森林所有者の氏名及び住所を確認する必要があるため、同法第 191 条の 2 第 2 項により情報の提供を求めるもの。

表題部（土地の表示）		調製（余白）	不動産番号	●●●●●●●●●●●●●●
地図番号（余白）		筆界特定（余白）		
所在 ●●市●丁目				
① 地番	② 地目	③ 地積 m ²	原因及びその日付（登記の日付）	
●●番	宅地	400.00 不詳		
所有者（住所）●●市●丁目●番●号（氏名）●● ●●、▲▲ ▲▲				
権利部(甲区)（所有権に関する事項）				
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項	
1	所有権保存	平成2年1月11日 第●●●●●号	共有者 ●●市●丁目●番●号 持分 3分の2 ●● ●● 持分 3分の1 ▲▲ ▲▲	
権利部(乙区)（所有権以外の権利に関する事項）				
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項	
1	抵当権設定	平成3年3月3日 第●●●●●号	原因：平成3年3月2日金消費貸借同日設定 借付額 金400万円 借付金：年4・5%（年65日割計算） 債務者 ▲市▲丁目▲番▲号 ■ ■ ■ ■ 抵当権者 ■市■丁目■番■号 ◆ ◆ ◆ ◆ 共同担保 目録(あ)第●●●●号	
共同担保目録				
記号及び番号		(あ)第2340号	調製	平成3年3月3日
番号	担保の目的である権利の表示		順位番号	予備
1	●●市●丁目 ●●番の土地		1	(余白)
2	●●市●丁目 ●●番地 家屋番号 ●●番の建物		1	(余白)

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

平成●●年●●月●●日
●●法務局 ●●出張所 登記官 ●● ●●

※下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 ●●●●

「所有者」及び「所有権に関する事項」を確認し、記載された所有者の氏名・住所を確認。

「所有権以外の権利に関する事項」を確認し、記載されている者がいれば所有者に関する情報を聞き取り。

図 7 登記事項証明書の例

不明森林所有者の情報を有すると思われる者からの情報収集

情報収集の対象は以下の 4 類型が対象。

- A 当該森林の土地を現に占有する者
(例: 林道管理者、電柱を立てている者等)
- B 当該森林について所有権以外の登記された権利を有する者
(例: 賃借権や抵当権等を設定している者)
- C 意向調査により判明した不明森林共有者関連情報を有すると思料される者
(例: 森林所有者ではないと回答した者、前の森林所有者等)
- D 市町村が保有する情報に基づく者
(例: 森林の土地の所有者となった旨の届出に記載された前の所有者等)

1 ② 住民票等による情報収集（事務の手引7-1-3-1（2））

2 不明森林所有者について、登記事項証明書等から得られた氏名・住所の情報
3 をもとに、住民票の写しを請求します（登記事項証明書等から得られた情報と
4 住民票等の情報が一致するかを確認。）。

5
6 **概要**

7 ○登記事項証明書記載の住所に現在も居住しているかを確認するために、住民
8 票や住民票の除票の写しを請求します。

9 ○また、住民票の請求に際し本籍地の記載を求めておくと、本籍地情報から、
10 戸籍謄本、除籍謄本又は戸籍の附票の写しの請求へとつなげることができま
11 す。

12
13 **事務フロー**

14 **その1：住民票の写しを請求**

15 →登記事項証明書等から得られた氏名・住所の情報から、森林所有者と思わ
16 れる者が記録されている住民基本台帳を備えると思われる市町村に住民
17 票を請求。

18 **その2：住民票の写しの有無を踏まえ対応を検討**

19 →a. 住民票の写しがあれば、記載された住所に意向調査を実施（住民票の写
20 しから現住所を確認。）。

21 b. 住民票の除票があれば、転出先の市町村に住民票の写しを請求。死亡が
22 判明した場合は記載された本籍地の市町村に戸籍謄本等を請求し、相続
23 人を探る。

24 c. 住民票の写しや除票がない場合、本籍地が判明しないことから、戸籍謄
25 本等の取得はできないが、登記事項証明書に記載の所有者の住所が本籍
26 地の場合もあることから、当該住所地の市町村に戸籍謄本等を請求し、
27 相続人を探る。

28
29 **住民票の写し等の請求（ワンポイント）**

30 ・市町村が住民票や戸籍謄本等の請求を行う場合、公用請求ができるため費用
31 はかかりません。

32 ・申請から交付までに要する時間は、自市町村の住民票等担当部署に申請する
33 場合は最短で当日中、他市町村に郵送で申請する場合は1週間程度が見込ま
34 れます。

35 ・請求様式の例は図8のとおりです。
36
37
38

1 ③ 戸籍謄本等による情報収集（事務の手引7-1-3-1（2））

2 本籍地に、戸籍謄本と戸籍の附票を請求します。

3
4 **概要**

5 ○戸籍謄本には、転籍先や、相続人の情報が多く含まれており、戸籍の附票に
6 は、その地に本籍がある間の住民票の異動の記録が記載されています。

7 ○本籍地の市町村に戸籍の附票の写しを請求することで、現住所を確認します。

8 ○得られた情報をもとに、森林所有者の所在を確認します。

9
10 **事務フロー**

11 **その1：戸籍謄本等を請求**

12 →住民票や住民票の除票から得られた本籍地の情報から、本籍地の市町村に
13 戸籍謄本、除籍謄本を請求。戸籍謄本中に転籍の記載があれば転籍先の市
14 町村に戸籍謄本等を請求。戸籍謄本と同時に、現住所を確認するため、戸
15 籍の附票も請求。戸籍謄本等で死亡していることが判明した場合は、相続
16 人を探索。

17 **その2：森林の所有者情報を確認**

18 →得られた情報をもとに、森林所有者の所在を確認。

19
20 **戸籍謄本・戸籍の附票の写し等の請求（ワンポイント）**

21 ・転籍先の市町村に住民票や戸籍謄本等を請求する際は、返信用封筒も同封す
22 ると丁寧です。

23 ・「戸籍謄本」は戸籍に入っている全員分、「戸籍抄本」は戸籍の一部の人（通
24 常一人分）の情報が得られるため、相続人を探索する場合は「戸籍謄本」（図
25 9）を請求します。

26 ・円滑に事務を進めるために、請求先の各市町村のHP等から、必要な書類や請
27 求方法を事前に確認することも考えられます。この際、どんな情報が欲しい
28 かを記載して送付すると手続きがスムーズに進むと考えられます。

29
30 **<請求の例>**

■ 請求事由の例①（法第10条に定める探索を実施しようとする場合）

→森林経営管理法第4条第1項により経営管理権集積計画を定めるにあたり、森林所有
者の本籍地を確認する必要があるため。

■ 請求事由の例②（意向調査実施前に探索をしようとする場）

→森林法第191条の4第2項により林地台帳の正確な記載を確保するにあたり、森林所
有者の本籍地を確認する必要があるため。森林法第191条の2第2項により情報の提
供を求めるもの。

<参考Ⅰ：戸籍法（昭和22年法律第224号）>

第10条の2（略）

2 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求の任に当たる権限を有する職員は、その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

<参考Ⅱ：住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）>

第20条（略）

2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる。

<参考Ⅲ：戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和60年法務省・自治省令第1号）>

第1条 住民基本台帳法（以下「法」という。）第20条第1項の規定による戸籍の附票の写し（法第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもって戸籍の附票を調製している市町村（特別区を含む。）にあつては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）の交付の請求は、法第20条第5項において読み替えて準用する法第12条第2項各号及び次項各号に掲げる事項を明らかにするため市町村長（特別区にあつては区長、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては区長又は総合区長。以下同じ。）が適当と認める書類を提出してしなければならない。

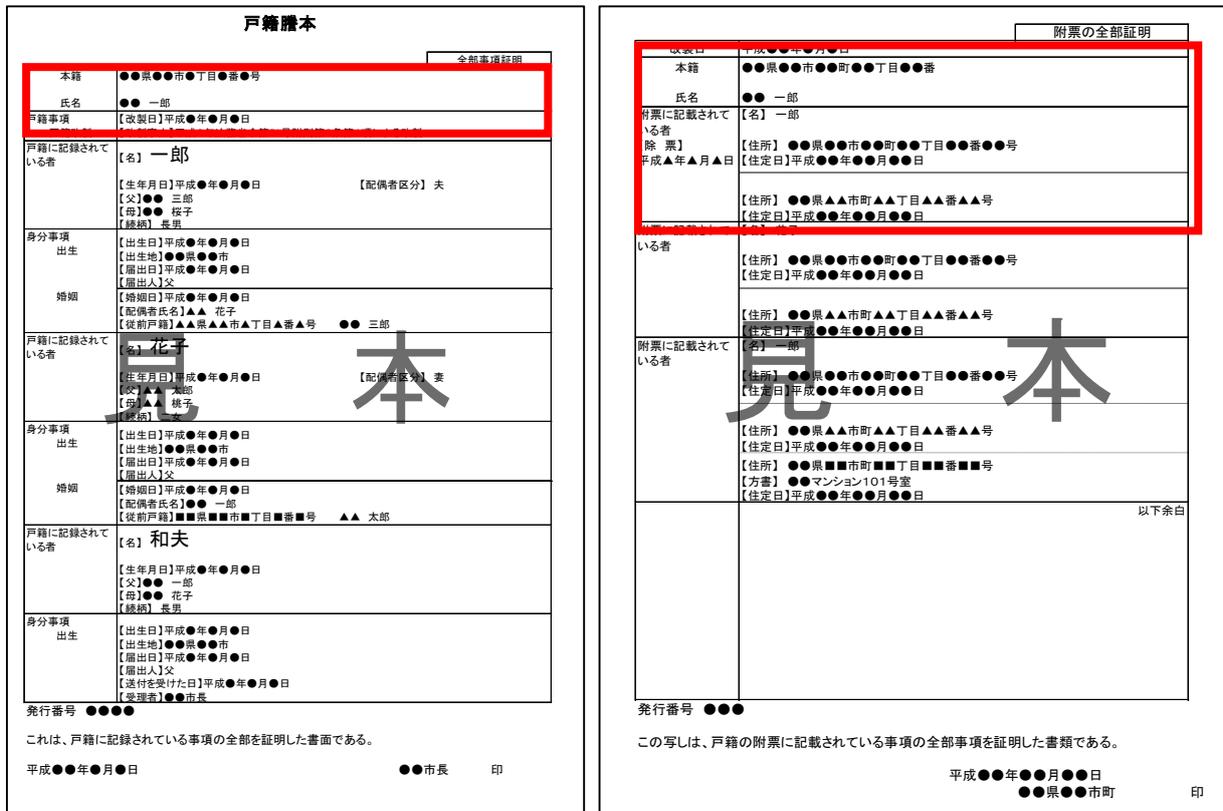


図9 戸籍謄本・戸籍の附票の写しの例

1 ④ 相続人の探索（事務の手引7-1-3-1（3））

2 登記名義人等の森林所有者が死亡していた場合は、相続人を探索します。

3
4 **概要**

- 5 ○登記名義人等の森林所有者が、戸籍謄本等により、死亡していることが判明
6 した場合、その戸籍謄本に記載されている相続人を確認します。
7 ○相続人を確認するには、被相続人から死亡するまでの一連の戸籍を取得する
8 必要があります（前婚の子、婚外子が存在することがあり、それらすべてを
9 捕捉する必要があるため）。
10 ○相続人が死亡又は所在不明になっている場合は、公告の手續に進みます。

11
12
13 **事務フロー**

14 **その1：相続人の戸籍の附票の写しを請求して現住所を確認**

15 →戸籍謄本等で確認した相続人の本籍地の市町村に、相続人の戸籍の附票の
16 写し又は消除された戸籍の附票の写しを請求。

17 **その2：森林の所有者情報を確認**

18 →得られた情報をもとに、相続人に対して意向調査票など森林所有者を特定
19 する書類の送付等を行う。相続人が死亡していた場合であっても、相続人
20 の相続人（孫等）の所在が分かっているならば、その者に対して森林所有者を
21 特定する書類の送付等を行う。相続人の相続人（孫等）も所在がわからな
22 ければ、所有者（共有者）が不明である旨の公告の手續に進む。

23
24 **相続人の探索範囲等**

- 25 ・市町村の長は、登記事項証明書や戸籍謄本、住民票等を基に所有者の探索を
26 行うこととなりますが、法令の規定（森林経営管理法施行令第1条、施行規
27 則第9条）により、原則として探索する範囲は、登記簿上の所有者及びその
28 相続人（一般的には、配偶者や子）となります。
29 ・しかしながら、登記記録が現に所有していると思料される者の祖父母の代で
30 留まっているものも相当程度あるであろうことや、探索の結果、孫の所在を
31 把握できる可能性もあること等を踏まえれば、運用上では、探索を尽くすと
32 いう観点で、所在が把握できる場合にあっては孫の代まで探索する等、丁寧
33 に探索を行うよう努めます。
34 ・全ての相続人を把握するためには、被相続人の出生から死亡までの一連の戸
35 籍が必要となります。死亡時の戸籍謄本の情報だけでは把握できない相続人
36 が存在する可能性があるため、除籍謄本や改製原戸籍謄本も入手します。
37 ・この際、相続関係説明図（家系図のようなもの。図 11）を作成すると、相続
38 人の探索に漏れがないか確認できます。

- 1 ・登記名義人の所有者情報が不足する（例えば、地番情報が無い）ときや、戸
2 籍簿や住民票等の除票が廃棄されたときなどは、登記名義人の所在を把握す
3 る方法がありませんので、公的資料からの探索が困難な時は、特例措置の活
4 用に進みます。現地で聞き込みを行って法定相続人を探索するなど、フィー
5 ルドワークを実施する必要はありません。

6
7 <参照条文>

8 ○森林経営管理法施行令

9 第1条（略）

10 ①～③（略）

11 ④ 登記名義人等が死亡又は解散していることが判明した場合には、農林水産省令で定
12 めるところにより、当該登記名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併に
13 より設立された法人その他の当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者が記録
14 されている戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法人の登記簿を備えると思
15 料される市町村の長又は登記所の登記官その他の当該共有者不明森林に係る不明森林
16 共有者関連情報を保有すると思料される者に対し、当該不明森林共有者関連情報の提
17 供を求めること。

18 ⑤ 前各号の措置により判明した当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者に対
19 して、当該共有者不明森林の森林所有者を特定するための書面の送付その他の農林水
20 産省令で定める措置をとること。

21
22 ○森林経営管理法施行規則

23 第9条 市町村は、令第一条第四号の規定により不明森林共有者関連情報の提供を求める
24 ときは、次に掲げる措置をとるものとする。

25 ① 登記名義人等が自然人である場合には、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿
26 又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されて
27 いる戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求すること。

28 ② 前号の措置により判明した当該登記名義人等の相続人が記録されている戸籍の附票
29 を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除さ
30 れた戸籍の附票の写しの交付を請求すること。

31 ③、④（略）

1
2
3
4

<参考：法定相続人の相続順位（民法）>※図 10、図 11 も参照のこと

●配偶者（常に相続人となる）

第 890 条 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第 887 条又は前条の規定により相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。

（※ここでいう配偶者とは、戸籍に届出のある夫又は妻に限られ、内縁関係の者は相続人になることはできない。）

●子（第一順位）

第 887 条 被相続人の子は、相続人となる。

2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第 891 条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

3 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第 891 条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

（※実子、養子、非嫡出子のいずれも相続人となる。被相続人の子（A）が、相続の開始以前に死亡している等により相続人となれない場合、A の子（B）が、A に代わって相続人となる。さらに、B も死亡している等により相続人となれない場合は、B の子の C が相続人となる（再代襲）。）

●直系尊属（第二順位）

●兄弟姉妹（第三順位）

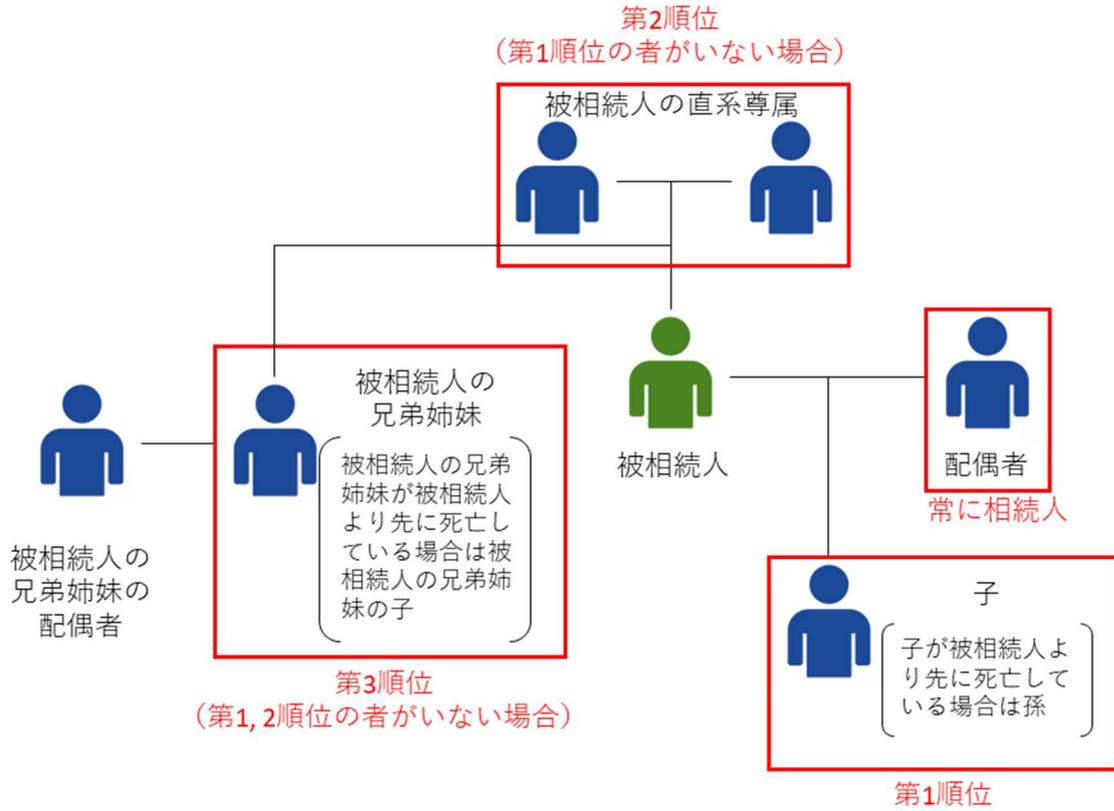
第 889 条 次に掲げる者は、第 887 条の規定により相続人となるべき者がいない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

① 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。

② 被相続人の兄弟姉妹

2 第 887 条第 2 項の規定は、前項第 2 号の場合について準用する。

（※被相続人の兄弟姉妹が、相続の開始以前に死亡している等により相続人となれない場合、その者の子がその者に代わって相続人となる。兄弟姉妹の場合は再代襲がないため、代襲は一代限りとなる。）



1
2
3
4

図 10 現行民法における法定相続人の範囲の代表例

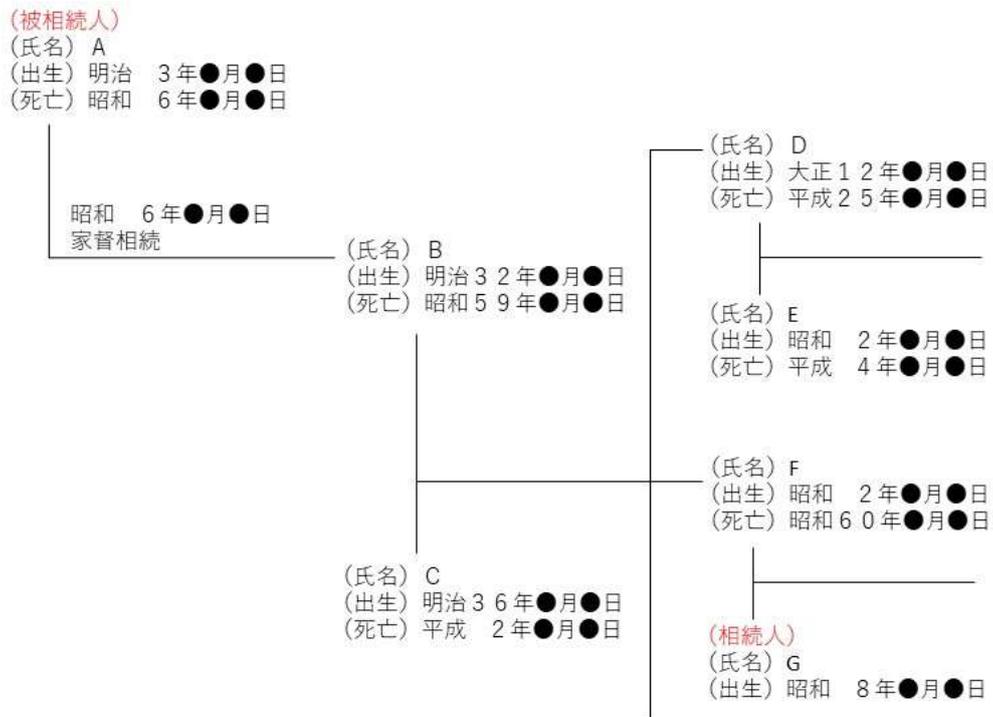


図 11 相続関係説明図の作成例

4 具体の活用場面における検討

(1) どのような目的・考えで特例措置を活用すればよいか

- 森林経営管理法が創設されるまでは、所有者が不明な場合に市町村が森林整備を行うことができる仕組みとして「要間伐森林制度」が森林法に設けられていたところです。当該制度では、災害の防止等の四つの公益的な要件に照らして、災害等が発生する蓋然性を考慮した上で都道府県知事が裁定を行うなど、手続が厳重で実際の活用事例はありませんでした（当該制度は発展的に解消され、森林経営管理法において「災害等防止措置命令」が創設されたところです）。
- 一方、森林経営管理制度における特例措置は、前述の四つの公益的な要件に関係なく、所有者の全部又は一部が分からない場合に、森林の経営管理権を市町村に集積することが必要かつ適当と判断すれば活用が可能な仕組みです。
- このため、公益的機能の発揮はもちろんのこと、木材生産を目的とした活用も可能ですし、地域の要望に応じて活用することも可能なものです。地域の関係者や確知した森林所有者の意向を聞きながら、地域のニーズに応じて、柔軟に活用の是非を判断してください。
- 具体的には、以下のQ&Aを参照してください。

① 林業経営の効率化による林業振興等を主眼とする場合

〔Q1〕 林業経営者に再委託して木材生産をしたい

林業経営者に伐採、販売等を再委託する場合にも、特例措置を活用することは可能か。何か留意すべき事項があるか。

- ☞ 林業経営者への再委託を指向する場合など、林業経営の効率化を目的とした活用は可能。さらには、木材生産から加工・流通を含めた産業振興や地域振興といった観点を目的とするなど、地域のニーズに応じて、柔軟に判断し得るもの。
- ☞ なお、木材生産を指向する場合も、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように、市町村においては適切な整備が行われるよう留意する必要。

② 地域住民の意向や市町村の方針

〔Q2〕 地域住民の要望に対応したい

災害の蓋然性が高いとは言えないが、地域から手入れをしてほしいという要望がある場合に、特例措置を活用することは可能か。また、他地域より優先的に対応することは考えられるか。

- ☞ 市町村森林整備計画等の市町村の定める方針に従い、対象箇所を検討した上で、地域住民の意向を踏まえた対応をとること（又は優先順位を上げること）は当然行い得る。

1 [Q3] 市町村のマンパワー、専門的知見・ノウハウ不足で困っている

市町村の体制を踏まえると、所有者不明の森林には優先的に取り組めない。
確知所有者の森林から対応してもかまわないか。

- 2 ☞ 市町村の限られたマンパワー、知見・ノウハウで整備を着実に進めていく
3 ことが重要であることから、確知所有者の森林から対応することで差し支え
4 ない。しかし、そのみをもって所有者不明森林に対応しないということと
5 ならないよう、市町村としての整備の方針を明確にして対応する必要がある。

7 (2) どのような状態の森林を特例措置の対象とするか

- 8 ▶ まずは既存の資料や簡易に取得できる現地情報（写真）などを集め、経営管
9 理を行う必要性（手入れが必要かどうか）を把握します。
- 10 ▶ 現地調査（立木の計測、踏査等）については、少なくとも森林整備を実施す
11 るまでには行うようにし、森林整備の必要性を対外的に説明できるようにし
12 ておくべきです。特に所有者不明の森林において、都道府県に裁定を申請す
13 る場合は、市町村に経営管理権を集積することが必要かつ適当であることを
14 合理的に説明する資料を整えておくことが必要です。
- 15 ▶ 森林整備が必要な森林の判断の目安としては、樹冠長率、形状比（p.22 コラ
16 ム参照）などを参考に判断することが考えられます。
- 17 ▶ さらに、対外的な説明材料の一つとして、市町村森林整備計画において定め
18 たゾーニングを有効活用することも検討します。

20 ① 森林の状況の把握方法

21 [Q4] 森林の情報の把握方法に迷っている

手入れが必要な森林の状況は、どのように把握すればよいのか。

- 22 ☞ 落葉落枝（A0層）の流出や細根の露出が生じていることを一つの目安とす
23 る。植生の有無など、定性的な情報、目視で情報を収集するだけでもよい。
- 24 ☞ 現地調査ができない場合、まずは既存の資料や簡易に取得できる現地情報
25 （写真）などから、経営管理を行う必要性を把握すればよい。
- 26 ☞ ただし、少なくとも森林整備を実施するまでには、現地調査（立木の計測、
27 踏査等）をし、森林整備の必要性を対外的に説明できる資料を用意しておく
28 べきである。この場合、ドローンや地上レーザー計測等を活用し、調査を簡
29 素化することも可能。



30 図 12 下層植生が少ない森林（左）と多い森林（右）の例

1 ② 森林整備が必要な森林の判断の目安

2 [Q5] 森林整備の必要性の具体的判断基準がわからない

森林整備が必要な森林の判断の目安として、どのような指標を用いることとすればいいか。

3 ☞ 次のような指標を参考にして、過密状態を判断して整備を行うことが考え
4 られる。なお、具体の数値を記しているが、特例措置に特化した数値を設定
5 する必要はなく、地域で一般的に用いられている指標で判断してよい。この
6 ほか、都道府県単位で、研究機関等が普及している知見をもとに判断しても
7 よい。

8 イ 樹冠長率（樹冠の長さ÷樹高）

9 ・40%以下の場合、整備の対象とすることが考えられる。

10 ロ 形状比（樹高÷胸高直径）

11 ・80以上の場合、整備の対象とすることが考えられる。

12 ハ 立木密度

13 ・施業履歴、施業体系図、収穫予想表等から林齢ごとの成立本数の妥当性を
14 評価することが考えられる。

15 《コラム》樹冠長率と形状比

✓ 樹冠長率とは、林木の樹高①に対する生きた枝葉がついている範囲②の割合（②÷①）です。林木が混み合ってくると樹冠の下層まで十分に光が届かなくなるため、下枝が枯れて②が小さくなり、樹冠長率が低くなります。一般的に40%以下のものは整備の必要性が高いと考えられます。

✓ 形状比とは、樹高①を胸高直径③で割って得られる数値です。樹木は混み合って生育すると幹の肥大成長が遅れて細長い形状となるため、形状比が高くなります。一般的に形状比が80を超えると林分が混み合っている状態にあり、風倒被害も発生しやすいと考えられます（図

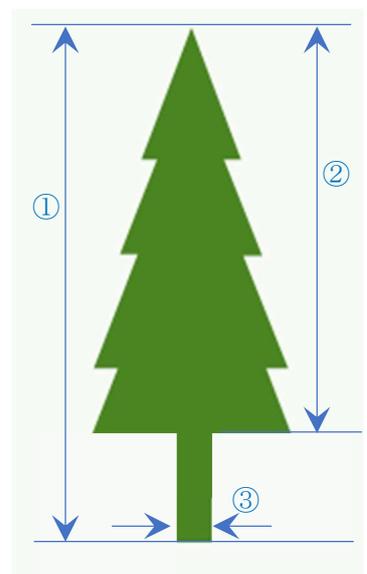


図 13 樹冠長率と形状比

13)。

16

17

1 ③ 地形的要因、法指定等の検討

2 [Q6] 地形的要因を考慮して特例措置の活用を考えたい

地形などから、考慮すべきことはあるか(あるいは判断することは可能か)。

- 3 ☞ 土砂災害防止を目的とした運用の場合は、地形傾斜が30~35度以上を整備
4 が必要な目安の一つとすることが考えられる。
5 ☞ 地形や地質の把握は、現地調査が難しい場合には、微地形表現図や地質図
6 といった文献調査を活用する。
7 ☞ また、地域の過去の災害発生状況等から、地域ごとに目安を置くことも考
8 えられる。

9
10 [Q7] 保安林の扱いに迷っている

保安林に指定されているため優先的に取り組むべきか。

- 11 ☞ 山地災害危険地区や保安林等の法制限の状況を踏まえ、対象森林の優先順
12 位を検討する。その際、都道府県の治山事業の計画と調整して対応すること
13 とし、都道府県において整備する計画がなければ、市町村が対応することも
14 考えられる。

15
16 [Q8] 所有者不明森林において病虫害対策を実施したい

所有者不明森林に松くい虫の被害木があることから、特例措置を活用した
管理を行うことは可能か。

- 17 ☞ 病虫害の温床となる可能性がある場合など、経営管理の必要性がある場合
18 は、積極的に活用を進めることが望ましい。なお、森林病虫害等防除法に基
19 づき各種の措置が講じられていることから、活用にあたっては都道府県と十
20 分調整を行うことが望ましい。

21
22 (3) どのような内容の整備を行うか

- 23 ▶ 所有者不明森林・確知所有者不同意森林ということで、特別な経営管理を行
24 う必要はありません。森林の状況(樹種、林齢、地形等)に応じた必要な施
25 業を柔軟に選択します。

26
27 ① 間伐等の実施

28 [Q9] 搬出間伐を実施したい

切捨間伐だけでなく、搬出間伐を実施することも可能か。

- 29 ☞ 林業経営者への再委託を指向する場合など、林業経営の効率化を目的とし
30 た活用は可能であり、搬出間伐を実施することも可能。
31 ☞ 間伐は森林の健全化が第一の目的であり、例えば搬出に伴う表土流出が起
32 きないようにするなど森林の公益的機能の発揮に支障が生じないように留意す
33 る。

1 **〔Q10〕 列状間伐を実施したい**

間伐の方法を列状間伐とすることは可能か。

- 2 ☞ 施業体系上、列状間伐を実施することでも間伐の効果が得られる場合は、
3 列状間伐も選択肢となる。
4 ☞ なお、劣勢木や被圧木を伐採し、間伐後の形状比を効率的に減少させると
5 という観点では、定性間伐（下層間伐）の実施が効果的であり、急傾斜地や立
6 木密度が非常に高い林分等については、それぞれの状況に応じた間伐方法、
7 間伐率を検討する。

8
9 **〔Q11〕 天然更新を期待した伐採を実施したい**

針広混交林化を目的に、天然更新が行われることを期待して、強度（伐採率
40%等）の伐採を実施することは可能か。

- 10 ☞ 伐採地の周辺に広葉樹が残存するなど、森林の状況に応じて、天然力による
11 更新が期待できる場合は、強度な伐採を行うことも選択肢となる。この場
12 合、継続的に更新の状況をモニタリングすることが必要。
13 ☞ 一方、手入れ不足の森林である場合は、強度の伐採を行うことで、風雪害
14 のリスクが高まる場合もあることから留意が必要であり、存続期間を長めに
15 設定し、弱度の間伐を繰り返すことも検討。

16
17 **〔Q12〕 主伐（皆伐）を実施したい**

主伐（皆伐）を実施することは可能か。

- 18 ☞ 林業経営者へ再委託する場合など、林業経営の効率化を目的に特例措置を
19 活用する場合もあり、その際に主伐（皆伐）を実施することは可能。
20 ☞ 森林の公益的機能の持続的発揮のため、再造林等による確実な更新が図ら
21 れるよう取り組む必要がある。
22 ☞ このほか、間伐を行っても、森林の有する多面的機能を維持することが難
23 しいと考えられる場合は、樹種転換を実施することも検討。ただし、皆伐行
24 為そのものは一時的には公益的機能を低下させるものであり、伐採方法や更
25 新方法、更新（植栽）樹種については、今後の経営管理の方向性や市町村の
26 ゾーニング等に鑑みて検討。

27
28 **② 経営管理権の存続期間の目安**

29 **〔Q13〕 存続期間の設定に迷っている**

経営管理権の存続期間は、どの程度の長さに設定すれば良いか。

- 30 ☞ 特例措置を活用するからといって特別な期間設定とする必要はなく、経営
31 管理の目的、内容に沿った期間設定を行えばよい（既に周囲の森林で経営管
32 理権を設定している場合は、それと同様の期間設定にする等）。この際、共有
33 者のうち知っている森林所有者から継続的な管理の要望が出された場合は、

1 必要に応じて、長期の期間設定も検討する。

2 ☞ このほか、特例措置を活用することへの不安視から、存続期間を縮減する、
3 あるいは、間伐の実施回数を減らすといった対応は合理的ではないことに留
4 意する。

6 (4) 所有者の判明状況に応じた対応方法

7 ▶ 共有者不明森林の特例措置は、確知森林所有者の持分割合に関係なく活用が
8 可能です。このため、持分の過半の森林所有者が分からないときにも、当然
9 に活用が可能なものです。なお、確知（判明）している者全員の同意は必要
10 です。

12 ① 確知した状況別の整理

13 [Q14] 確知森林所有者の持分割合が過半数に達しない

共有者不明森林において、確知（判明）している森林所有者の全員が市町村
への委託に同意をしている。一方で、確知所有者の持分割合は過半数に達し
ておらず、このような場合、特例措置を安心して活用できるものか。

14 ☞ 共有者不明森林の特例措置は、確知所有者全員の同意を条件として、公告
15 期間に異議の申出がなければ不明共有者の同意があったものとみなすことと
16 されている。このため、その持分割合に関係なく活用が可能。

18 [Q15] 持分割合に関係なく経営管理の内容を決めたい

共有者不明森林において、確知森林所有者の持分割合が、過半数に達してい
るか否かで経営管理の方法や目的を変えた方がよいか。

19 ☞ 経営管理の方法や目的は、個別の森林の状況に応じて検討を行うべきもの
20 であり、確知森林所有者の持分割合を考慮する必要はない。

22 [Q16] 所有者が全員不明な森林の整備をしたい

登記簿上の森林所有者の戸籍や住民票を請求しても該当がなく、その他の
情報についても市町村では有していない。所有者不明森林の特例措置の活
用に当たって留意することはあるか。

23 ☞ 所有者が全員不明の場合は、所有者自らの経営管理は期待できないことか
24 ら、市町村で経営管理を行うことが必要かつ適当と判断した森林については、
25 積極的に活用を検討することが望ましい。

《コラム》 認可地縁団体

登記名義上「〇〇ほか何名」といった共有の形となっている森林について、個々人の共有物である場合もありますが、入会地として集落等で所有管理されていた土地の場合もあります。後者の入会地の場合で共有者や相続人が極めて多数にわたる場合は、

- 認可地縁団体構成員と共有者の範囲が一致している場合など、認可地縁団体の所有といえる場合は、地方自治法に基づく登記の特例（地方自治法第260条の38）を活用し、市町村の証明により所有権の保存又は移転の登記を行う方策の検討
 - 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の活用により都道府県知事の認可を得て、所有権移転登記を行う方策の検討
- など他の手段を検討することが考えられます。こういった手段を用いるかを検討する際には、当該森林を含めて今後の管理等に係る地元の意向を把握することが重要です。

国土交通省「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン第3版（令和元年12月公表）」の本文や事例集も参考にしてください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000125.html

1

2

② 不同意者がいた場合の対応

3

〔Q17〕 確知した所有者から返信がなく困っている

共有者不明森林で特例措置を講じようと考えているが、判明した共有者のごく一部から合意する旨の返事がない（意思表示がない）場合、法第16条の確知所有者不同意森林の特例の活用を検討したい。さらに、訪問して意思を確認するなどの対応が必要か。

4

- ☞ 共有者の一部から合意する旨の返事（意思表示）がなく、書留郵便等により、当該共有者が書類を受領していることが確実な場合は、確知所有者不同意森林の特例措置の活用が考えられる。意向の把握に当たっては、当該者が市内在住で従前からやりとりがある者等であれば、現地に訪問して意向を確認することも考えられるが、そうでない場合は、原則、書類のやりとりのみで特例措置の手続を進めてよい。なお、同意勧告に当たっては、確知した所有者に書類が確実に到達するよう、書留郵便等による方法を検討するとともに、督促も必要に応じて実施することが望ましい。

5

6

7

8

9

10

11

12

13

5 ケーススタディ

これまでに共有者不明森林の特例措置に取り組んだ市町村や探索を実施した市町村の取組事例を参考に、いくつかのケースを整理しました。実際には様々な場合分けが発生することが考えられますので、各ケースの考え方を参考にしてください。

(1) 共有者の一部が不明な場合

ケース1 地元の共有者は整備を望んでいるが、地元外の共有者が不明

【森林の状況（パターン①）】

- スギ人工林で、地形は全体的に急峻。長年手入れされた形跡はなく、施業履歴も確認できない。当該森林は集落のライフラインである公道に面しており、地元に住居する森林所有者は町による早急な間伐の実施を望んでいる。
- 町としては、間伐を実施し、公益的機能の発揮に支障が生じないよう取組を進めたい考え。

【森林の状況（パターン②）】

- スギ人工林がまとまって存在している地域で、介在する小面積の共有林のみ、一部の共有者がわからない状況。
- 町としては、当該共有林を周辺の人工林と一体的に整備を行うことで林業経営者の再委託も見込めると考えており、集積・集約化を進めたい考え。

【所有者探索の状況】

- 町は当該森林の所有者について探索及び同意の確認を行ったところ、地元に住居する全ての共有者から同意が得られた。
- 地元外に住居していると思われる共有者については死亡が確認され、相続人（孫）の住所が判明。意向調査票を簡易書留で郵送するも宛先不明で到達しなかった。
- 宛先不明の共有者（相続人）について、町はそれ以上の情報を有していなかったため、共有者不明森林の公告手続を実施し、同意みなしの特例を活用した。なお、町は当該共有者の住所地への訪問は行っていない。

【事例の検討】

- 町は公的資料をもとに探索を確実にしているものと考えられること、不明な共有者以外からは全員の同意が得られている状況であるため、共有者不明森林の特例措置を活用し、森林整備に結びつけることが適当と考えられる。
- 町は不明共有者と思われる者について、住所地への訪問による確認を行っていないが、原則、書類のやりとりのみで共有者不明森林の特例を適用して問題ないものと考えられる。

ケース2 一部の共有者から返事がない又は不同意の意思表示

【森林の状況】

- スギ人工林で、長年手入れされた形跡はなく、施業履歴も確認できない。
- 当該森林の傾斜は比較的緩く、近くに林道が通っていることから、場合によっては木材の搬出も可能な状況。
- 地元に住居する当該森林の共有者は、自ら森林の手入れが難しく、市が代わりにやってくれるのであれば、経営管理を委託したいとの意向。

【所有者探索の状況】

- 市は当該森林の所有者について探索を行った結果に基づき同意の確認を行ったところ、市外在住の共有者（相続人）数名から、返信がない、又は不同意の意思表示があった。
- 市は確知所有者不同意森林の特例を活用するため同意勧告を簡易書留郵便により送付しており、返信がなかった数名については書類が確実に送達していることを確認している。
- 不同意の意思表示があった数名については、いずれも森林整備の実施そのものに対する反対ではなく、自分は相続人ではないとの主張で関わりたくないという意向であった。電話による説明を行い、手続の流れなども説明したが同意が得られなかった状況。
- 市は返信がない、または不同意の意思表示があった者に対して、再度、簡易書留郵便による同意勧告を行ったが、状況は変わっていない状況。
- 市は返信がなかった共有者の住所地の現地確認や、不同意の意思表示があった者（不同意者）に対する訪問説明は行っていない。

【事例の検討】

- 返信がない者に関して、書留郵便等の確実に本人に到達する方法で書面による確認を行っていれば、確知所有者と判断して差し支えなく、確知所有者不同意森林の特例の活用を進められるものと考えられる（現地確認は不要）。
- また、不同意の意思表示があった者については、電話での説明、意向確認を行った上で、書類での意向確認を再度行っており、意向の把握に努めているものと考えられることから、確知所有者不同意森林の特例の活用を進めても差し支えないものと考えられる。なお、電話での意向確認の場合は、いつ誰が対応したのか、どのようなやりとりをしたのかを文書として保存しておくことが必要と考えられる。この場合、電話で同意が取られれば、合意形成の記録（対応記録）を書面で整理し、同意取得の書面として扱うことも可能と考えられる。ただし、何をもって同意があったと判断するかは難しい面があるため（例えば「勝手にしてくれ」との意思表示）、同意の取得については

1 可能な限り書面で取得することが望ましい。

- 2 ● 「自分は相続人ではない」との主張を行った者について、市が行った相続人
3 調査の結果、所有者であることが推定される場合は、当該者から所有権の移
4 転を証する書面（売買契約書等）等により相続人ではないことが証明できな
5 ければ確知所有者として扱うべきであり、確知所有者不同意森林の特例の活
6 用を検討しても差し支えないものと考えられる。
- 7 ● 確知所有者不同意森林の特例の活用を検討する判断材料の一つとして、不
8 同意の意思表示があった者に対する同意勧告時に、「現状からみて森林整備
9 をすべきではない」「森林整備は必要ない」などの選択肢（チェック項目）
10 を設け、所有者が森林整備そのものに反対しているか否か等の「不同意」の
11 趣旨を確認し、書面で残る形にしておくことも考えられる。

12
13 **【確知所有者不同意森林の特例における都道府県の裁定に係る留意事項】**

- 14 ● 裁定の申請は市町村が確知所有者に同意の勧告を行ってから6か月以内に
15 市町村から都道府県に対して行う必要があるため、裁定提出時期に注意が
16 必要。
- 17 ● 裁定申請の書類により、市町村に経営管理権を集積することが必要かつ適
18 当であると合理的に説明できているかを確認。森林整備の必要性を示す定
19 量的指標は必ずしも必要ではないが、例えば、施業区域が分かる図面、森林
20 簿、林内の状況（下層植生の有無や鬱閉状況等）が分かる写真等により、経
21 営管理権を設定し、予定されている経営管理を行うことの必要性が説明さ
22 れているかを確認。
- 23 ● 確知所有者への同意勧告の手続が適切に行われているかを確認。

24

1 (2) 所有者不明の場合（全員が不明の場合）

2 **ケース3** 戸籍を請求しても該当者がいない場合

3
4 **【森林の状況】**

- 5 ● スギ人工林で、地形は全体的に急峻。長年手入れされた形跡はなく、施業履
6 歴も確認できない。
- 7 ● 当該森林は集落のライフラインである公道に面しており、地元に住する森
8 林所有者は市による早急な間伐の実施を望んでいる。
- 9 ● 市としては、間伐を実施し、公益的機能の発揮に支障が生じないよう取組を
10 進めたい考え。

11
12 **【所有者探索の状況】**

- 13 ● 市は当該林分の登記名義人の住所地に戸籍謄本等の請求を行ったが、登記名
14 義人全員について戸籍該当なしの結果であった。
- 15 ● 登記情報は明治時代に登記がなされて以降、更新されていない状況。
- 16 ● その他参考となる情報もなかった。

17
18 **【事例の検討】**

- 19 ● 市は戸籍による調査を行っており、探索を十分に行ったといえる。
- 20 ● 戸籍謄本等の該当がない理由はいくつか考えられるが、今回の場合は明治時
21 代後期を最後に登記情報が更新されていない状況であることから、当時の除
22 籍謄本が保存期間満了により廃棄されたからではないかと思われる。
- 23 ● 法では、公的書類で探索を行うことができない場合はそれ以上の現地確認は
24 求められていないため、本件においては所有者不明森林の特例を適用して差
25 し支えないものと考えられる。

26
27 **【所有者不明森林の特例における都道府県の裁定に係る留意事項】**

- 28 ● 裁定の申請は、市町村が所有者不明森林に係る公告を行って6か月経過し
29 た日から4か月以内に市町村から都道府県に対して行う必要があるため、
30 裁定提出時期に注意が必要。
- 31 ● 裁定申請の書類により、市町村に経営管理権を集積することが必要かつ適
32 当であると合理的に説明できているかを確認。森林整備の必要性を示す定
33 量的指標は必ずしも必要ではないが、例えば、施業区域が分かる図面、森林
34 簿、林内の状況（下層植生の有無や鬱閉状況等）が分かる写真等により、経
35 営管理権を設定し、予定されている経営管理を行うことの必要性が説明さ
36 れているかを確認。
- 37 ● 法令に定める方法により探索が行われたかについて、市町村から提出された
38 相続関係図等により確認。また、市町村に対し更に過重な資料を求めるとい
39 ったことがないように留意。

1 **ケース4** 所有者不明森林が非常に小さい場合

2 3 **【森林の状況】**

- 4 ● 対象森林はアカマツ 60 年生の林分で、面積は 20 m²程度。
- 5 ● 周囲は松くい虫による被害を受けており、市が自らマツの樹種転換を実施す
6 るために、集積計画を策定済み。
- 7 ● 対象森林については、現状被害が見られないことから、早急に手入れを行う
8 必要はないが、今後、被害が拡大することも想定される。

9 10 **【所有者探索の状況】**

- 11 ● 市は当該林分の登記名義人の住所地に戸籍謄本等の請求を行ったが、登記名
12 義人全員について戸籍該当なしの結果であった。
- 13 ● 明治時代後期を最後に登記情報が更新されていない状況。

14 15 **【事例の検討】**

- 16 ● 市は戸籍による調査を行っており、探索を十分に行ったといえる。
- 17 ● 当該森林は非常に面積が小さいが、周囲で集積計画が作成されていることか
18 ら、当該森林で特例措置を活用すれば一体的な整備が可能であると考えられ
19 る。
- 20 ● 当該森林は高齢級のアカマツで構成されており、松枯れの被害に遭う可能性
21 もあることから、当該森林の整備は森林病虫害の防止の観点からも重要であ
22 る。
- 23 ● 面積は極めて小さいが、森林整備に十分な理由があることから、特例措置の
24 適用は可能と考えられる。

25

1 (3) 実際に活用したケース

2 **共有者不明森林の特例措置** 鳥取県若桜町の事例

3 **【若桜町の概要】**

- 4 ● 若桜町 (図 14) には、町域の 95%に及ぶ約 1 万 9 千 ha の森林があり、その約 7 割が民有林。
- 5
- 6 ● 私有林人工林は約 6 千 ha あるが、直近 20 年で整備された森林は約 4 分の 1 であり、未整備の森林の解消を進めていく必要がある。
- 7
- 8 ● そのような中、若桜町森林づくり条例・わかさ森林づくりビジョンに基づき、森林経営管理制度に係る一連の取組も進めつつ、森林の適切な管理と資源の循環利用を目指している。
- 9
- 10
- 11 ● 森林に起因する災害を防止し、町民の安全・安心な生活空間を確保していくことを目的として、候補となるモデル地区を検討。
- 12
- 13 ● 町を通貫する国道 29 号線は、町民の生活や観光を支える重要なインフラ。
- 14 ● 公道沿いの森林整備を優先することとし、地域の関係者との検討を踏まえ、その中から岩屋堂地区を選定。
- 15

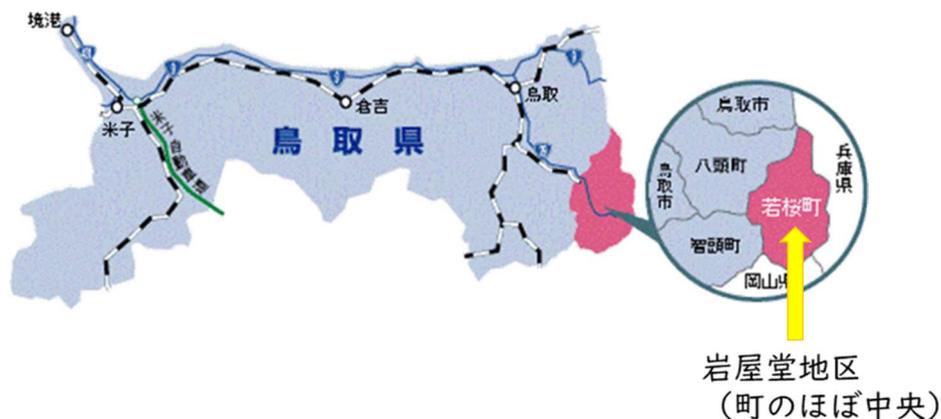
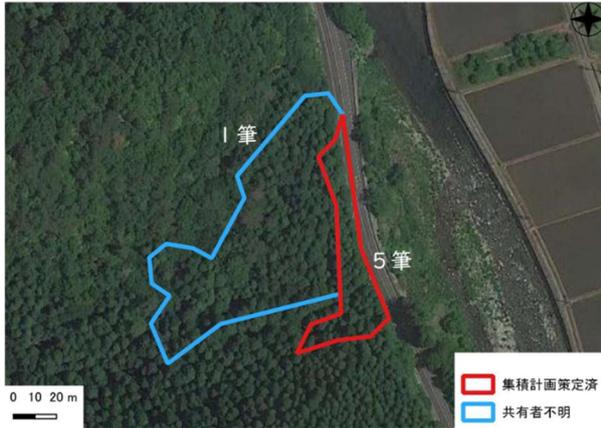


図 14 若桜町及び岩屋堂地区の位置

19 **【岩屋堂地区における取組状況】**

- 20 ● 公道沿いの森林 (図 15) については、地籍調査時に所有者の確認が行われており、それが奏功し権利者全員の同意をもって経営管理権集積計画を策定 (令和 2 年 12 月)。
- 21
- 22
- 23 ● 他方、策定済みの森林に接する斜面上部の森林は、明治期に登記が行われたまま、数次相続が発生。地元に残る相続人から権利設定に対する同意取得を行いつつ、なお不明である部分について、共有者不明森林の特例制度を活用。
- 24
- 25
- 26
- 27 ● 令和 3 年 3 月 17 日付で法第 11 条に基づく公告をして、6 月以内に異議の
- 28 申し出がなかったため、令和 3 年 10 月に経営管理権集積計画を公告し、経
- 29 営管理権が設定された。



公道の真横については、既に集積計画を策定済みであるが、その奥が共有者不明となっている。倒木や土砂流出の恐れを踏まえ、一体管理したい。



地元に残る相続人も、森林の所在を知らないほど、長期にわたって管理されず、倒木も多数生じており、喫緊に手入れしたい。

図 15 岩屋堂地区の対象地区の概要

【所有者探索の状況】

- 登記名義人は明治生まれの5名を含む6名。その後、相続登記がなされないまま、数次相続が発生（表1）。
- 登記名義人Dの相続人を除き、地元に残る相続人を確知。

表 1 所有者探索の状況

登記名義人	第1次相続	第2次相続
A	家督相続により A, B それぞれの子（死亡）に相続	地元に残る A, B, C の孫各1名（計3名）を確知 （同意取得済）
B		
C		
D	配偶者（死亡）に遺産相続と推定	甥に相続と推定されるが、甥の相続人が不明 （全体の6分の1の持分が不明）
E	家督相続により子に相続 （同意取得済）	
F	配偶者に相続 （同意取得済）	

【町が行おうとする経営管理の内容】

- 弱度の間伐を繰り返しながら、公道への倒木や土砂流出を招かないように森林を育成していく。繰り返しの施業実施を踏まえ、存続期間を15年に設定。手入れが遅れ、樹勢が回復しないと見込まれる場合は、皆伐して、森林を再造成することも選択肢にある。
- 間伐等を1回以上、年に2回の巡視を行う。
- 費用については市町村が全額を負担することとし、収益が出たとしても、まずは経費の補填に充てることとし、所有者への還元はしない。

1 6 参考資料

2 (1) 森林管理水準に関する知見の整理結果 (参考1、2)

- 3 ● 特例措置を講じるにあたり、特別な数値指標を整備する必要はなく、通常の
 4 経営管理を行う場合と同様の判断で構いません。
- 5 ● 通常、森林の整備を行うかどうかについては、森林の現況や社会的状況等を
 6 総合的に勘案していくこととなります。要因となりうる現況としては、森林
 7 の過密状態、目視的な指標 (下層植生の有無、地表面の露出度等)、地形的な
 8 要因 (森林の傾斜度、地質等) などがあります。以下の資料 (参考1、参考2)
 9 では形状比、相対幹距比、樹冠長率、傾斜勾配などの数値と、森林状況との関
 10 係などに係る研究成果を参考情報として掲載しています。
- 11 ● ただし、森林の具体の状況は、地域によって樹種・林齢を含めて異なるもので
 12 す。どのような数値指標に基づいて判断するかは、地域に委ねられるもので
 13 あり、都道府県単位で研究機関等が普及する知見等をもとに対応してくださ
 14 い。

15 (2) 用語解説

<small>いくせいたんそうりん</small> 育成単層林	森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。
<small>いくせいふくそうりん</small> 育成複層林	森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。
<small>てんねんせいりん</small> 天然生林	主として自然に散布された種子等により成立し、維持される森林。
<small>しゅぼつ</small> 主伐	次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。
<small>かいぼつ</small> 皆伐	一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採する主伐の一種。
<small>かんぼつ</small> 間伐	育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採 (間引き) し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。
<small>れつじょうかんぼつ</small> 列状間伐	選木基準を定めずに単純に列状に間伐する方法。高性能林業機械の導入による作業効率の向上、選木作業の省力化等による間伐経費の削減に有効な手段。
<small>ほいく</small> 保育	植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称。
<small>じゅぼつ</small> 除伐	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。
<small>したがり</small> 下刈	植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間実施。